#### 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	フランス法における仲裁契約
Sub Title	Les contrats d'arbitrage en droit Français
Author	Jeuland, Emmanuel(Ogawa, Takeshi) 小川, 健
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication	2008
year	
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.10 (2008. 3) ,p.347- 367
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	講演
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20080315-0347

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# フランス法における仲裁契約

# エマニュエル・ジュラン 小川 健/訳

#### はじめに

- 第1部 国内仲裁合意
  - § 1 仲裁付託copromis
  - § 2 仲裁条項clause compromissoire
  - § 3 仲裁人契約contrat d'arbitre
- 第2部 国際仲裁合意
  - § 1 仲裁合意の有効性
  - § 2 仲裁合意の効果

#### はじめに

フランス法における仲裁契約について話をせよということでございます。この問題について論ずる前に、仲裁一般について、いくつかの点を確認しておきましょう。

まず、司法の機能というものは、一般的には国家の機能であり、公共サービスの形、すなわち司法公共サービスの形をとるものです。しかし、このようなあり方は、決して絶対的なものではありません。司法判断は仲裁という手段によっても同じくもたらされます。古代ギリシャでは、仲裁は国家の司法に先立って登場したとさえ見られています。

仲裁とは、「紛争当事者が、当該紛争の解決権限を、一人又は複数の私人に 与えることを約する制度」です。仲裁人の人選は、法学教授や弁護士などを仲 裁人に選ぶ場合のようにその人の人格面や技術面・専門知識面の信頼に基づいて行われます。仲裁人は裁判官であり、その判断は司法判断です。

ただ、仲裁は普遍的な構造のものではありません。仲裁は、確かにローマ法に知られた制度でしたが、そこでは狭義の裁判官以上の権限を有する私裁判官が行うものを指しました。アラブ世界でこの制度は発達しました。しかし、コモン・ロー諸国は長い間仲裁については懐疑的だったということも覚えておくべきでしょう。というのも、仲裁には、イギリス法やアメリカ法において中心的な役割を果たす国家の「裁判官」を回避する手段であるという側面もあるからです。フランスでは、13世紀以来、仲裁は常に存在し続けましたが、国はこれに警戒の目をずっと向けておりました<sup>1)</sup>。仲裁がほとんど普遍的に、特に国際取引紛争の解決手段として受け入れられたのは1960年代に入ってからのことです。ただ、この制度には未だに不明確な部分が残されています。

フランスでは、1981年5月12日のデクレにより新民事訴訟法典の第4編に、仲裁に関する規定が置かれ、これを民事手続の中に位置づけました。つまり、仲裁は国家の裁判官に密接に結びつけられたままだということです。レフェレréféré(急速審理手続)を担当する裁判官は、仲裁開始の際、とりわけ仲裁人の指名について、介入することがありますし、仲裁判断につき強制執行を得るにはexequaturすなわち「執行承認」を裁判官に求める必要があります、また、国の裁判官に対して不服申立<sup>2)</sup>をすることも可能になっています。

フランスの最高裁判所である「破棄院」の判例は仲裁の発展について一般に 好意的ですが、常にこれに対する監督を怠るわけではありません。仲裁は、国 内領域でも国際領域でも発展しています。なぜなら企業にとって便宜だからで す。そうはいっても、仲裁人は、個人的な法益だけを考慮していれば済むわ

註 原則として、断りのないものは原註。[ ] で囲んだものは脚註、本文を問わず 訳註。また、本文が引用する条文で参照をつけた方が良いと思われる部分には、註 を付して規定を引用し、適宜訳者による仮約を加えた。

<sup>1)</sup> V. B. Oppetit, Traité de l'arbitrage, 1998, p.110 s.

<sup>2) [</sup>Nouveau Code de Procédure Civile art.1482の規定する上訴appelを指す。]

けではありません。公の秩序に関わる法、とりわけ競争法規範には意を用いる必要があります。この点からも仲裁が実際には単なる私的な裁判制度ではないということが理解されるでしょう。また、仲裁によって当事者間に理想的な平和が回復されるということがあるとしても、国家の裁判官の前で行われると同じく厳しく荒々しい手続でもありうるということを忘れてはなりません。仲裁は、「経済戦争」の手段を替えた一側面だと評されたこともあります。企業は、その戦略の一環として仲裁を取り込んだり、私的手続と公的手続をその利害や経済性を考えてはかりにかけたり、また、どのような構成の仲裁とするかについての戦略を用いることもあります³)。

仲裁を選択することには様々な利点があります。たとえば、紛争解決に関する守秘性です。というのも仲裁判断は公開されませんから<sup>4)</sup>。また、紛争解決の迅速性、仲裁人に任命される者の専門性なども挙げることができるでしょう。そして、特に重要なのは、仲裁が非常に柔軟な制度であるということです。私的自治の原則により、仲裁では当事者は紛争処理のやり方を制御することができます。仲裁人や手続の選択をすることができます。紛争解決のために適用される規範さえも選択することができるのです。もっとも、この点について、日本の方々は逆に自分で裁判官を選択することに却ってためらいを感じるのかもしれませんが。ところで、仲裁はどのような分野に関しても利用できるわけではありません。当事者の締結する契約が公の秩序に觝触することが許されないのと同様に、当事者が自由に処分することのできない権利に関しては仲裁が禁止されます。仲裁は、その基礎を当事者の合意に置きますが、対象と

<sup>3)</sup> V. C Champaud et D Danet, Stratégies judiciaires des entreprises, Dalloz, 2006.

<sup>4)</sup> V. à ce propos, E. GAILLARD, Le principe de confidentialité dans l'arbitrage commercial international: D. 1987, 153. このことにより、仲裁「判例」の集積が難しくなるということにもなるが、判例集積が不可能というわけではない(V. F. GELINAS, La jurisprudence arbitrale de la Chambre de commerce internationale: Gaz. Pal. 9-11 janv. 2000, 18. E. LOQUIN, À la recherche de la jurisprudence arbitrale: in Mél. A. Ponsard, Litec, 2003, 213.)。

なるものは司法事項です。この制度の根本にあるこの両面性こそ仲裁の本質です。契約の自由が仲裁分野において手続規則を大幅に柔軟なものとすることを 許すとしても、この自由を勝手気ままに用いることは許されないのです。

1806年の民事訴訟法典以来、仲裁に関する規定は、より精密化する方向に発展してきました。そして現在は、仲裁の訴訟手続化の方向にあります $^{5)}$ 。現行法上、仲裁はフランスの新民事訴訟法典の第 4 編を構成する1442条から1507 条に規定されています。これらの規定は近く改正されるかもしれません $^{6)}$ 。第 4 編の規定は全体として一貫した相互補完的な一つの体系をなしていますが、国内仲裁合意(以下、第 1 部)と国際仲裁合意(以下、第 2 部)を区別するものとなっています。

#### 第1部 国内仲裁合意

当事者間の仲裁合意には二種類あり、紛争が既に生じているか否かにより区分されます。しかし、当事者と判断者(仲裁人)の間にもまた合意があります。このような契約群を、以下では、既存の紛争についての仲裁契約copromis(仲裁付託)、それから仲裁条項clause compromissoire、そして仲裁人契約contrat d'arbitreの順に見てみることにいたしましょう。

## § 1 仲裁付託copromis

フランス新民事訴訟法1447条<sup>7)</sup>は、「仲裁付託copromisは、紛争当事者が既

<sup>5)</sup> V. J.-B. RACINE, Les dérives procédurales de l'arbitrage in J. CLAM et G. MARTIN, Les transformations de la régulation juridique, LGDJ, 1998, 229.

<sup>6)</sup> フランス仲裁委員会Comité français de l'arbitrageが改正案を提示している(Rev. arb. 2006, 491.)。

<sup>7)</sup> Nouveau Code de Procédure Civile (NCPC) art. 1447. – Le compromis est la convention par laquelle les parties à un litige né soumettent celui-ci à l'arbitrage d'une ou plusieurs personnes.

存の紛争を一名又は複数名による仲裁に付する合意である。」と規定しています。また、フランス民法2059条<sup>8)</sup>は、すべての人の間における仲裁付託の有効性の原則を規定しています。もっとも、この有効性は実質的要件及び形式的要件が満足されることを前提とします。すべての人が仲裁付託することができるといっても、その人にはそのための能力がなければなりません。したがって、未成年者や成年無能力者は仲裁付託をすることができず、これをしても仲裁付託は無効になります。法的更生手続中の債務者<sup>9)</sup>は更生手続を監督する受命裁判官の許可なく仲裁付託することはできません。また、無能力者の代理人が仲裁付託するには特別の許可を必要としますし、受任者の場合も特別の委任を必要とします(フランス民法1988、1989条)<sup>10)</sup>。

仲裁付託の対象となる法律関係は処分可能なものでなければなりません(フランス民法2059条) $^{11}$ 。ということは、法律のいう「取引されるもの」に含まれ、

S'il s'agit d'aliéner ou hypothéquer, ou de quelque autre acte de propriété, le mandat doit être exprès.

内容を特定せずなされた委任は管理行為のみを包含する。

譲渡又は抵当権設定、その他所有権にかかる行為についての委任は、明示的にな されることを要する。

art.1989. – Le mandataire ne peut rien faire au-delà de ce qui est porté dans son mandat: le pouvoir de transiger ne renferme pas celui de compromettre.

受任者は委任された範囲外の行為をすることができない:和解権限は仲裁付託権 限を含まない。

#### 11) 前掲註8) 参照

<sup>8)</sup> Code Civil (C.civ.) art. 2059.— Toutes personnes peuvent compromettre sur les droits dont elles ont la libre disposition.

何人も自由な処分が許された権利関係につき仲裁付託することができる。

<sup>9) [</sup>法的更生手続redressement judiciaireは、2006年1月1日より救済sauvegardeという制度にとって代わられ、後者は、すべての商人、すべての手工業者、すべての農民、自由業等独立して業務を行うすべての自然人、そしてすべての私法人に認められるようになった(Code de commerce art. L.620-2)。]

<sup>10)</sup> C.civ. art.1988. – Le mandat conçu en termes généraux n'embrasse que les actes d'administration.

契約の対象となる事項でなければならないということです(フランス民法1128条) $^{12)}$ 。仲裁では、この要件は、以上の契約の総則的規定におけるよりもさらに加重されています。すなわち、フランス民法2060条 $^{13)}$ は、人の身分や能力、離婚、別居、公共団体や公施設にかかわる紛争、その他、公の秩序に関わる事項につき仲裁付託することはできないと規定しております。この最後の「公の秩序に関わる」ということの意味については付言を要するでしょう。仲裁付託が無効となるのは、単に公の秩序の問題に関するというだけでなく、公の秩序が害される場合であるということです。したがって、公の秩序に関する法令に何らかの点で従う契約についても仲裁付託することは可能だということになります $^{14)}$ 。ただし、係争対象である合意が公の秩序に觝触して無効となる場合には仲裁可能性も否定されます $^{15)}$ 。この間の区別は微妙です $^{16)}$ 。それから、仲裁付託の対象である法律関係については争があることが必要です。この要件は、「既存の紛争」を前提とする仲裁付託の定義自体から出てきます(フラ

 $(\dots)$ 

人の身分や能力に関する事項、離婚や別居に関する事項、公共団体や公施設にかかわる紛争、その他一般に公の秩序に関わる事項を仲裁付託することはできない。 (2項省略)

<sup>12)</sup> C.civ. art. 1128.— Il n'y a que les choses qui sont dans le commerce qui puissent être l'objet des conventions.

取引されるもののみが合意の対象となりうる。

<sup>13)</sup> C.civ. art. 2060. – On ne peut compromettre sur les questions d'état et de capacité des personnes, sur celles relatives au divorce et à la séparation de corps ou sur les contestations intéressant les collectivités publiques et les établissements publics et plus généralement dans toutes les matières qui intéressent l'ordre public.

<sup>14)</sup> たとえば、特許分野における特許実施権に関する契約紛争の仲裁可能性 (Code de la propriété intellectuelle (CPI), art. L. 615-17, al. 3 et Paris, 24 mars 1994; D. 1994, inf. rap. 111)。

<sup>15)</sup> V. Paris, 15 juin 1956: D. 1957, 587 (deux arrêts), note ROBERT.

<sup>16)</sup> Orléans, 15 févr. 1966: D. 1966, 340, note ROBERT.

ンス民訴法1447条一前出)。訴訟が係属していることは必要ではありません。当事者は、他の裁判機関で審理されている間も仲裁付託することができます(同1450条) $^{17}$ )。これはどんな場合でも、たとえ審理が裁判官の評議の段階に入っている場合であっても可能です。

仲裁付託は書面により確認されなければなりません。仲裁人と両当事者の署名した調書によっても確認することができます(同1449条) $^{18}$ )。実務上は私署証書によることが多く、公正証書によることはあまり有りません。この書面性の要求があるからといって仲裁付託は要式契約だということにはなりません。仲裁付託は諾成契約なのです。書面性はad probationem「証拠の観点から」要求されるにすぎず、ad solemnitatem「有効要件として」要求されているわけではありません。書面性の欠缺それ自体によって、仲裁付託が無効となるということはありません。ただし、仲裁付託は、係争物(係争対象)を特定するとともに、仲裁人を指名するか又は仲裁人指名の方法を定めていなければ無効になります(同1448条) $^{19}$ )。

(...)

仲裁付託は、係争対象を特定しなければ無効となる。

<sup>17)</sup> NCPC art.1450. – Les parties ont la faculté de compromettre même au cours d'une instance déjà engagée devant une autre juridiction.

当事者は、他の裁判機関で審理されている間でも仲裁付託することができる。

<sup>18)</sup> NCPC art.1449. – Le compromis est constaté par écrit. Il peut l'être dans un procès-verbal signé par l'arbitre et les parties.

仲裁付託は書面により確認される。仲裁人と両当事者の署名した調書によっても 確認することができる。

<sup>19)</sup> NCPC art.1448. – Le compromis doit, à peine de nullité, déterminer l'objet du litige.

Sous la même sanction, il doit soit désigner le ou les arbitres, soit prévoir les modalités de leur désignation.

一人又は複数の仲裁人を、指名するか又は指名の方法を定めていない場合も同様である。

<sup>(3</sup>項省略)

#### § 2 仲裁条項clause compromissoire

仲裁条項については、1806年の民事訴訟法典(旧民事訴訟法)には規定がありません。取引実務の中で考案されてきた制度です。現在は、新民事訴訟法典の1442条から1446条、そして民法2061条により扱われており、有効要件と効果が規定されております。

新民事訴訟法1442条<sup>20)</sup>によると「仲裁条項は、契約の当事者が当該契約に関して生じうる紛争を仲裁に付すことを約する合意である。」とされています。仲裁条項はそれだけが独立して存在する合意ではありません。主たる契約に付随する合意でしかありません。この合意の目的は、主たる契約から生じうる紛争の解決方法を定めることにあります。以前の判例は、このことから、「この条項の帰趨はこの条項を含む契約の帰趨に従う」という帰結を導いていました。つまり、契約の無効は仲裁条項の無効をもたらすのだと考えていたわけです。そうある必然的はなかったはずなのですが、少なくとも国内仲裁の分野についてはそうでした。しかし実際は、仲裁条項はその機能から考えて、契約の形式としてそれを含む契約の一条項であるためにも「分離可能」な「主たる契約の他の部分とは性格の異なる条項」であり、「主たる契約の有効性から独立して利用されうるものでなければならない」ものです。したがって、判例が、仲裁条項は主たる契約に依存すると考える旧来の立場を捨てて、主たる契約が無効な場合であってもこの条項が機能しうるということを認めたことは評価しなければなりません<sup>21)</sup>。また反対に、仲裁条項の無効も主たる契約の無効をもた

<sup>20)</sup> NCPC art.1442. – La clause compromissoire est la convention par laquelle les parties à un contrat s'engagent à soumettre à l'arbitrage les litiges qui pourraient naître relativement à ce contrat.

<sup>21)</sup> Cass. 2e civ., 4 avr. 2002: Bull. civ. II, n° 68; Procédures 2002, n° 112, obs. PERROT et Cass. com., 9 avr. 2002: Bull. civ. IV, n° 69, ensemble JCP G 2002, II, 10154. note REIFEGERSTE.

らすこともありません。仲裁条項が無効ならば、この条項は書かれていないと 看做されるだけです(新民訴法1446条<sup>22)</sup>)。なお、仲裁付託と異なり、仲裁条 項は全ての紛争に先立って締結されます。条項の目的は、おそらくはまずは生 ずることのない紛争に備えて、仲裁を予定しておくことにあります。仲裁条項 さえあれば、仲裁を行うことができます。しかし、紛争が生じたのちに当事者 が仲裁付託の合意をすることには何の障害もありません。

少し前のことになりますが、民法2061条に仲裁条項無効の原則が規定されました<sup>23)</sup>。これは、しばしば附合契約に見られるように、定型化した条項によって弱い立場の契約当事者が、機械的に国家の裁判所の利用機会を剥奪されることを危惧して設けられた規定です。しかし、この無効原則にはかなりの例外がありました。というのも、仲裁合意は渉外事項および商事事項については、倒産手続や片面的商行為に関する場合を除き、認められていたからです。2001年5月15日の法律はこの従来の2061条の立場を覆しました。すなわち、これ以後、有効が原則となったのです。「法律に特別の定めのない限り、仲裁条項は業務に関して締結された契約においては有効である。」と規定されたのです<sup>24)</sup>。仲裁条項の有効性はこれにより全ての業務従事者の業務の執行に対して拡大されました。特に職人や自由業の人々に対する拡大は重要です。ただし、労働紛

NCPC art.1446. – Lorsqu'elle est nulle, la clause compromissoire est réputée non écrite.

仲裁条項が無効な場合、同条項は書かれていないものと看做される。

<sup>23) [1972</sup>年の法律による。]

C.civ. art. 2061 (Loi .nº 72-626 du 5 juil. 1972 art. 13, Journal Officiel "Lois et Décrets" du 9 juillet 1972) . – La clause compromissoire est nulle s'il n'est disposé autrement par la loi.

仲裁条項は、法律に異なる定めのない限り無効である。

<sup>24)</sup> C.civ. art. 2061 (Loi n° 2001-420 du 15 mai 2001 art. 126 Journal Officiel du 16 mai 2001). – Sous réserve des dispositions législatives particulières, la clause compromissoire est valable dans les contrats conclus à raison d'une activité professionnelle.

争は、その例外となっています。使用者と賃金労働者の間の個別合意により締結された仲裁条項は、たとえ渉外事項に関する場合であっても、労働紛争を対象とすることができません。

仲裁条項が有効であるためにはいくつかの要件を満たさなければなりません $^{25)}$ 。まず、仲裁条項は、主たる合意又はこれが参照する文書に、書かれて規定されなければ無効です。事後的に書面化されてもこの要件を満たすことにはなりません。この書面性の要求は、仲裁付託の場合と異なり、ad validitatem有効要件として要求されています。したがって、仲裁条項は書面により確認されたものでなければ無効です。そしてその場合は、「書かれていないもの」 $^{26)}$ と看做されます。また、仲裁条項は、一名又は複数名の仲裁人を、指名するか又は指名の方法を定めているのでなければ同じく無効となります。この要件を置くことにより、紛争が生じた後に当事者の一方が仲裁人の指名を拒む場合に生ずる困難を排除することができます。それでも、解釈に関する争いや有効性に関する争いを生むような仲裁条項は実際には大変多くあります $^{27)}$ 。

仲裁人指名に際して、指名に関する当事者の一方の行動につき、又は指名

<sup>25)</sup> NCPC art.1443. – La clause compromissoire doit, à peine de nullité, être stipulée par écrit dans la convention principale ou dans un document auquel celle-ci se réfère.

Sous la même sanction, la clause compromissoire doit, soit désigner le ou les arbitres, soit prévoir les modalités de leur désignation.

仲裁条項は主たる合意又はこれが参照する文書に書かれて規定されなければ無効である。

一人又は複数の仲裁人を、指名するか又は指名の方法を定めていない場合も同様である。

<sup>26) [</sup>本文前述の新民訴法1446条の意味で。]

<sup>27)</sup> いわゆるClauses 《pathologiques》(「病的」約款): V. par ex. M.-C. RIVIER: in Justices n° 1, 1995, p. 280 et, par ex., Cass. 1re civ., 15 oct. 1996; JCP 1996, IV, 2375. Nancy 22 nov. 2004; JCP 2006, IV, 1253 (裁判所の合意管轄を定める規定と仲裁条項の両方を含むリース契約に関する事例).

方法を実行するにつき、問題が生じることがあります。これに備えて、民事訴訟法1444条は大審裁判所Tribunal de grande instanceの所長に一名又は複数名の仲裁人を指名する権限を与えています<sup>28)</sup>(この権限を行使する裁判官はjuge d'appui(支援裁判官)と呼ばれています)。仲裁条項は、明示的にであれ黙示的にであれこれに合意した者及び譲渡等があった場合のその権利承継人ayant droitしか拘束せず、原則として第三者に対して効力を持ちません。仲裁条項で指名された仲裁機関に、第三者が当事者となっている紛争を付託することは決してできません。反対に、複数の相手方のうち何人かが仲裁合意の当事者ではない場合、法律上管轄のある国の裁判所でこれらの者全員に対して、すなわち仲裁契約に合意した者をも含めて、訴えを起こすことは可能かという問題もあります。答えは否定的なものと思われます。紛争が分割不能である場合は別論と考えますが<sup>29)</sup>、こちらの問題について学説は一致しておりません<sup>30)</sup>。どうも、仲裁、特に国際仲裁に好意的なフランス法は、仲裁条項の尊重を他の考慮に優先する傾向にあるようです。

(...)

紛争が生じた後、当事者の一方の行動につき、又は指名方法の実行につき、仲裁 廷の構成に関する問題が生じた場合、大審裁判所の所長は当該一人又は複数の仲裁 人を指名する。

(2項以下略)

<sup>28)</sup> NCPC art. 1444. – Si, le litige né, la constitution du tribunal arbitral se heurte à une difficulté du fait de l'une des parties ou dans la mise en oeuvre des modalités de désignation, le président du tribunal de grande instance désigne le ou les arbitres.

<sup>29)</sup> V. L. CADIET, Liberté des conventions et clauses relatives au règlement des différends, Petites Affiches 2000, n° 90, p.30, spéc. nos 26–28. Comp. J. WILLEMS, L'arbitrage et l'indivisibilité procédurale, Gaz. Pal. 29 avril-3 mai 2001, 32.

<sup>30)</sup> V. J. VINCENT et S. GUINCHARD, [Procédure civile, éd. 27, precis Dalloz, 2003,] nº 1644.

#### § 3 仲裁人契約contrat d'arbitre

仲裁合意はいずれも、紛争裁断の権限を、そのために設置された仲裁廷に与 えるという効果を持っています。これにより、仲裁廷は、国家裁判所を退けて 判断権限を持つことになるわけです。もし、このような紛争が国の裁判所に持 ち込まれたならば、仲裁廷に既に紛争が付託されているか否かにかかわらず、 裁判所は自らには判断権限がないことを宣言しなければなりません〔新民訴法 1458条1項]。しかし、仲裁廷に紛争が付託されていない場合には、仲裁合意 が明らかに無効又は適用不能であれば、国家の裁判官は自らに判断権限がない と盲言せずともよい「同条2項」ということも指摘しておくべきでしょう。な お、仲裁廷に紛争が付託されていると否とにかかわらず、国家裁判所は仲裁合 意の存在による自らの無権限を職権で考慮することはできません[同1458条3 項]。仲裁廷は、一名または複数名の奇数の自然人により構成されます。仲裁 合意が、実務上しばしば見受けられるように仲裁機関のような法人を指名して いる場合、この法人は仲裁を組織する権限を有するだけで、仲裁の実施は仲裁 人たる地位を有する自然人にのみ付託されなければなりません。仲裁廷の構成 は奇数原則に従います。実務上は、ほとんどの場合、一名又は三名の仲裁人が 指名されます。三名の場合、実務上は両当事者がそれぞれ一名の仲裁人を指名 し、こうして指名された二名の仲裁人が、今度は第三の仲裁人を指名して仲裁 廷を構成するというやり方が大体行われています。この奇数原則は強行的なも のです。三番目に指名された仲裁人が通常は仲裁廷の長を勤めることになりま す。

当事者と仲裁人の間には、仲裁合意とは別の契約<sup>31)</sup>が締結されます。仲裁人は受任者ではなく、有償の役務提供者であり、一般的な注意義務を負うことになります<sup>32)</sup>。したがって、仲裁廷の構成は、仲裁人が付託された任務を引

<sup>31)</sup> そして、時として締結される「両当事者と仲裁機関との間の仲裁手続を編成し、 運用する旨の契約 | とも異なる。

<sup>32)</sup> Paris, 1re ch. C, 12 oct. 1995, V. c/ société Raoul Duval : Rev. arb. 1999, 324, note FOUCHARD.は、「裁判官と同様に『重大な過誤』 faute lourdeのある場合に

受けなければ完成しません(新民訴法1452条1 項) $^{33)}$ 。仲裁人は、一旦任務付託に同意したならば、当事者の一致した合意により解任されないかぎり、その任務を任務終了まで遂行しなければなりません(同1462条) $^{34)}$ 。自らに忌避の原因があると考える仲裁人は、これを当事者に通知しなければなりません。それにもかかわらず付託された任務を引受けたいと思うなら両当事者の同意を得なければなりません [同1452条2項]。これにより仲裁廷の構成についての瑕疵がいわば洗い流されるわけです。仲裁人の忌避や回避に関する紛争は、国の管轄裁判所の所長によって判断されます(同1457条) $^{35)}$ 。仲裁人は、より一般的に、その独立性や不偏性に影響する可能性のあるすべての事情の存在を当事者に通知する義務を負っています。

仲裁実施の任務は、仲裁廷が判断を下すべき期間の経過により終了します。 この期間は通常は仲裁合意により定められます。定めのない場合に備えて、法 は、その任務を最後の仲裁人が引受けた日から六ヶ月という期間を規定してい

しか責任が問われない」という考え方を退けている。

<sup>33)</sup> NCPC art. 1452 al.1. – La constitution du tribunal arbitral n'est parfaite que si le ou les arbitres acceptent la mission qui leur est confiée.

仲裁廷の構成は、そこで仲裁人が付託された任務を引受けなければ完成しない。

<sup>34)</sup> NCPC art. 1462. – Tout arbitre doit poursuivre sa mission jusqu'au terme de celle-ci.

Un arbitre ne peut être révoqué que du consentement unanime des parties. すべて仲裁人は、その任務を終了するまでこれを遂行しなければならない。 仲裁人は、当事者の一致した合意がなければ解任されない。

<sup>35)</sup> NCPC art. 1457. – Dans les cas prévus aux articles 1444, 1454, 1456 et 1463, le président du tribunal, saisi comme en matière de référé par une partie ou par le tribunal arbitral, statue par ordonnance non susceptible de recours.

 $<sup>(\</sup>dots)$ 

<sup>1444 (</sup>仲裁廷構成の問題)、1454 (第三仲裁人の指名の問題)、1456 (仲裁人の任務期間の決定の問題)及び1463 (仲裁人の回避、忌避についての問題)の各条に規定された場合について、裁判所長は、当事者の一方又は仲裁廷の申立をréféré急速審理事項として受け付け、不服申立の許されない命令により判断する。

<sup>(2</sup>項以下略)

ます。期間の起算点につき異なる定めを合意することもできます。たとえば、任務引受書に仲裁人が署名した時とすることも可能です。こうするのは賢明な配慮であるかもしれません。なお、この期間は、法定のものであっても合意によるものであっても、両当事者の合意により延長することができます、また、当事者の一方若しくは仲裁廷の申立に基づいて大審裁判所所長によりこれを延長することもできます。ただ、仲裁人が自らその任務の期間を延長するという可能性は排除されているわけです。仲裁人はその延長を願い出ることしかできないのです。このように1456条の規定<sup>36)</sup>は厳格に適用されております。仲裁合意に、証拠調べのための仲裁期間の停止を規定することもできます。実務上は証拠決定の中間判断から鑑定人による報告書の提出まで停止するというものが見られます。停止は、様々な事情や当事者の手続上の対応からも、もたらされ得ます。法定または合意による期間が、適法に延長されなかった場合、期間経過後に下された仲裁判断は、失効した仲裁合意に基づいてなされたものとして無効となります。この期間を遵守する責任は結果責任であると考えられていることから、この場合、仲裁人はその責任を負わされることがあります<sup>37)</sup>。

<sup>36)</sup> NCPC art. 1456. – Si la convention d'arbitrage ne fixe pas de délai, la mission des arbitres ne dure que six mois à compter du jour où le dernier d'entre eux l'a acceptée.

Le délai légal ou conventionnel peut être prorogé soit par accord des parties, soit, à la demande de l'une d'elles ou du tribunal arbitral, par le président du tribunal de grande instance ou, dans le cas visé à l'article 1444, alinéa 2, par le président du tribunal de commerce.

仲裁合意が期間を定めない場合、仲裁人の任務は仲裁人のうちの最後の者がその 任務を引受けた日から六ヶ月に限り存続する。

法定の期間又は合意により定められた期間は、両当事者の合意により延長することができ、当事者の一方又は仲裁廷の申立に基づき、大審裁判所所長又は第1444条第2項の場合は商事裁判所所長も、これを延長することができる。

<sup>37)</sup> Cass. 1re civ., 6 déc. 2005: Bull. I, n° 462; JCP G 2006, I, 148, n° 2, obs. SERAGLINI et II, 10066, note CLAY; JCP E 2006, 1284, note CHABOT; D. 2006,

#### 第2部 国際仲裁合意

#### ●定義・国際仲裁の発展

「渉外取引上の利益に関わる仲裁は国際仲裁である。」と新民事訴訟法1492条は規定しています $^{38}$ )。この仲裁はたいへん発達しています。おそらく国内仲裁よりもさらに発展しているものと思われます。それに、フランスには他の国同様、常設仲裁機関が複数存在します。あるものは私設のもので、たとえば「国際商業会議所」Chambre de Commerce Internationale (CCI) $^{39}$ )の仲裁裁判所などです。他のものは国際条約によるもので、たとえば「国家と他の国に属する者との間の投資紛争解決のための国際センター」Centre international pour le règlement des différends relatifs aux investissements entre États et ressortissants d'autres États (CIRDI) $^{40}$ などです。

フランス法は国際仲裁に関する規定を有しています。国際仲裁がフランスで 行われる場合もあるでしょうし、また外国で行われる場合でもフランスで効果

<sup>274,</sup> note GAUTIER; Rev. arb. 2006, 126, obs. JARROSSON; RTD civ. 2006, 145, obs. THERY. V. aussi J. PAILLUSSEAU, L'arbitre responsable du délai d'arbitrage: JCP 2006, I, 129.

<sup>38)</sup> NCPC art. 1492. – Est international l'arbitrage qui met en cause des intérêts du commerce international.

フランス法では、仲裁が国内仲裁であるか国際仲裁であるかは、適用される実体法あるいは手続法にも当事者の意思にも関係しないものとされ、紛争の原因となった経済活動の性質により決まるものとされている(Paris, 1re ch. C, 14 juin 2001: Rev. arb. 2001, 773, note SERAGLINI et 805, obs. DERAINS. 29 mars 2001: Rev. arb. 2001, 543, note BUREAU, et sur pourvoi, Cass. 1re civ., 3 juin 2004: JCP 2004, I, 119, n° 5, obs. ORTSCHEIDT. V. Ph. LEBOULANGER, La notion d'《intérêts》du commerce international: Rev. arb. 2005, 497.)。

<sup>39) [</sup>英語名はInternational Chamber of Commerce (ICC)。]

<sup>40)</sup> CIRDIはワシントン条約 la convention de Washington du 18 mars 1965により 設置された。[英語名は、International Centre for the Settlement of Investment Disputes (ICSID)。] 仲裁判断はJournal du droit internationalにE. GAILLARDが

を持つ仲裁判断がなされる可能性もあるからです。渉外分野においては伝統的に私的自治が広く認められてきたことから、国際仲裁法はいきおい、少なくともいくつかの点において、国内仲裁法とは異なる独特のものとなっています。判例により形成された国際仲裁法は、1981年5月12日のデクレn°81-500により法典化されました「NCPC art.1492-1497.]。

#### ●国際仲裁の特徴

この法文については、二つのことが言えるかと思います。第一に、この法文は、この分野において適用される法全体を記述したものではないということです。したがって、法文化されていない判例、並びに国際仲裁を対象とする種々の国際条約<sup>41)</sup>から導かれる規範を常に考慮することが必要になります。第二に、国際仲裁に固有の法があるということは、この分野に適用される規範が、国内仲裁の原則から完全に乖離しているということを意味するわけではないということです。実際、国内仲裁に適用される規範は仲裁の一般法を形成すると考えることができ、その例外として国際仲裁の特別規定が必要な限りで置かれているということになるのです。なお、仲裁が、国内仲裁と国際仲裁のいずれ

定期的に掲載している。なお、V. S. MANCIAUX, Investissements étrangers et arbitrage entre Etats et ressortissants d'autres États. Trente années d'activités de la CIRDI, LexisNexis, 2004. – I. FADLALLAH, C. LEBEN et E. TEYNIER, Investissements internationaux et arbitrage: Gaz. Pal. 14-15 déc. 2005, 19.

<sup>41)</sup> 上記ワシントン条約 la convention de Washingtonのほか、特に、仲裁条項の有 効性に関するジュネーブ議定書le Protocole de Genève du 24 sept. 1923 relatif à la validité des clauses d'arbitrage、外国仲裁判断の執行に関するジュネーブ条約 la convention de Genève du 26 sept. 1927 sur l'exécution des sentences arbitrales étrangères, 外国仲裁判断の承認及び執行に関するニューヨーク条約la convention de New York du 10 juin 1958 pour la reconnaissance et l'exécution des sentences arbitrales étrangères、国際商事仲裁に関するヨーロッパ条約la convention européenne de Genève du 21 avr. 1961 sur l'arbitrage commercial international 等。

に属するのか、したがってどちらの制度が適用されるのかは、当事者の合意だけで決せられるものではありません。とまれ、国内仲裁の一般規定が国際仲裁 に関係することは、ここでのテーマである国際仲裁合意に関しても見ることができます。

新民事訴訟法1493条と1494条<sup>42)</sup>は、国内仲裁がしている仲裁付託と仲裁条項の区別を再現するということをしてはおりません。単に「仲裁合意」としてのみこれを取扱っております。このことは、国際仲裁の分野においてはこの区別をすることができないということを意味しているわけではありません。単

Si pour les arbitrages se déroulant en France ou pour ceux à l'égard desquels les parties ont prévu l'application de la loi de procédure française, la constitution du tribunal arbitral se heurte à une difficulté, la partie la plus diligente peut, sauf clause contraire, saisir le président du tribunal de grande instance de Paris selon les modalités de l'article 1457.

仲裁合意では、直接に又は仲裁規則を参照することにより、一名若しくは複数名の仲裁人を指名し又はその指名の方法を規定することができる。

仲裁がフランスで行われるか、又はフランス手続法の適用を当事者が予定する仲裁において、仲裁廷の構成に困難が生じた場合は、合意に異なる定めがない限り、当事者はパリ大審裁判所所長に1457条の方式[前掲註35)参照]による申立をすることができる

art. 1494. – La convention d'arbitrage peut, directement ou par référence à un règlement d'arbitrage, régler la procédure à suivre dans l'instance arbitrale ; elle peut aussi soumettre celle-ci à la loi de procédure qu'elle détermine.

Dans le silence de la convention, l'arbitre règle la procédure, autant qu'il est besoin, soit directement, soit par référence à une loi ou à un règlement d'arbitrage.

仲裁合意には、直接に又は仲裁規則を参照することにより、仲裁手続が従うべき 手続規則を規定することができる。また、一定の手続法を指定してこれに従うよう 規定することもできる。

仲裁合意に特段の定めのない場合、仲裁人は必要な範囲で、直接に又は一定の法 律若しくは仲裁規則を参照することにより、手続規則を定めることができる。

<sup>42)</sup> NCPC art. 1493. – Directement ou par référence à un règlement d'arbitrage, la convention d'arbitrage peut désigner le ou les arbitres ou prévoir les modalités de leur désignation.

に、仲裁合意が、渉外的性格ゆえに、その有効性(以下§1)と効果(§2) について特別の扱いを要するということでしかありません。

### § 1 仲裁合意の有効性

仲裁合意の有効性は、伝統的に「仲裁合意の独立の原則」に関連して議論されています。独立の原則は、仲裁合意はそれが関わる主たる契約から独立したものであるということを内容とします。この原則は仲裁合意が主たる契約中に包含されている場合でも、これとは別に規定されている場合でも変わりなく妥当します。この考え方から二つの帰結が導かれます。一つは、主たる合意の有効性又は存在に影響を与える出来事(無効、取消、解除)は仲裁合意の有効性又は存在に影響しない、そして仲裁合意の有効性又は存在に影響を与える出来事も主たる合意の有効性又は存在に影響しないということです。もう一つは、当事者は、仲裁合意を、主たる契約を支配することになる法とは異なる法に従わせることができるということです。

また、仲裁契約の独立の原則は、仲裁合意がいかなる国内法からも独立していることをも意味します。Hecht判決(破棄院第一民事小法廷1972年7月4日)以来、ここから二つの帰結が導かれています。まず、仲裁合意で仲裁手続が従うべき手続法を決めることができるということです。そしてもう一つは、渉外関係に関わる契約に挿入された仲裁合意は、たとえ国内法が仲裁条項を禁じていても、原則として有効だということです。たとえば前述のようにフランス法は消費者契約のような片面的商行為や通常の民事上の行為に関して仲裁条項を禁止していましたが、このような場合でも国際仲裁ならば有効だったというわけです430。ただし、労働契約については仲裁条項はなおも有効ではあり

<sup>43)</sup> Cass. 1re civ., 4 juill. 1972, Hecht: JDI 1972, 843, note OPPETIT; RTD com. 1973, 419, obs. LOUSSOUARN; Rev. crit. DIP 1974, 82, note LEVEL; Rec. gén. lois 1974, 409, obs. DROZ. 仲裁契約の独立は、国際仲裁に際して締結される弁護士の報酬契約にも独立性を付与する(TGI Paris, 19 sept. 1991: D. 1992, 43, note JARROSSON.)。

ません。「仲裁条項はこれを包含する主たる契約から、適用される法(準拠法)の観点からも独立している」という独立の原則は「国際仲裁法の実質法」です $^{44)}$ 。しかし、近年では「国際取引にかかわることを条件としない国際仲裁条項の有効原則」ということが、独立の原則に言及することなく認定される状況さえあることから $^{45)}$ 、Hecht判決に始まる進化は終息を迎えつつあるのでしょう。

ただし、この有効原則の射程距離を、過大評価してはいけません。どんな事 項でも仲裁可能だというわけではありませんし、有効要件が全て不要となるわ けでもありません。仲裁合意は、まずその形式的要件については、当事者が準 拠法の指定をしなければ、locus regit actum (法律行為の形式は行為地法による) の原則に従います。フランス法に関して言えば、仲裁条項を包含する書面(た とえば約款や標準契約)を参照する旨を記述する方法による仲裁条項は原則と して有効です。ただし、このような仲裁条項が有効となるためには二つの要件 を満たさなければなりません。第一に、この条項を対抗される当事者が契約締 結時にその内容を知っていたこと。第二は、同人が、この書面を契約に組み込 むことを、黙示的にでもあれ、承諾したことです。他方、実質的要件に関して は、仲裁合意の有効性及び効力は、当事者の共通の意思が何であったかにより 判断されるべきです。もっとも、国際公序と仲裁合意の準拠法の強行規定には 従うことになります。なお、当事者の能力は属人法によるわけですし、仲裁可 能性は主たる契約の準拠法が仲裁契約の準拠法とは異なる場合には主たる契約 の準拠法によることになります。なお、先述の民法2060条によるフランス国家 およびフランスの公法人に対する仲裁利用の禁止は、これらが締結する国際商 事契約には適用されません。

<sup>44)</sup> Cass. 1re civ., 20 déc. 1993: JCP G 1994, IV, 515; Rev. arb. 1994, 116, note GAUDEMET-TALLON; JDI 1994, 432, note GAILLARD et 690, note LOQUIN; Justices n° 1, 1995, p. 287, obs. RIVIER.

<sup>45)</sup> V. Cass. 1re civ., 5 janv. 1999, ZANZI: Bull. civ. I, n° 2; RGDP 199, 410, obs. RIVIER; Rev. crit. DIP 1999, 546, note BUREAU; Rev. arb. 1999, 260, note FOUCHARD et RTD com. 1999, 380, obs. LOQUIN.

#### § 2 仲裁合意の効果

仲裁合意は、紛争の裁断権限を一名又は複数名の仲裁人に与えます。フランス法に従う国際仲裁には、当事者が異なる取り決めをしないかぎり、仲裁廷の権限と任務に関するフランス国内法の規定が適用されます。フランス新民事訴訟法1493条 [前掲註42) 参照] は、仲裁人の指名に関して二つの特別規定を置いています。一つは、「仲裁合意では、直接に又は仲裁規則を参照することにより、一名若しくは複数名の仲裁人を指名し又はその指名の方法を規定することができる。」(1493条 1 項)というものです。ただし、仲裁人指名に関する当事者の平等の原則は公序にかかわる原則です。もう一つは、仲裁がフランスで行われるか、または仲裁は外国で行われるがフランスの手続法が適用される事案において「仲裁廷の構成に困難が生じた場合は、合意に異なる定めがない限り、当事者はパリ大審裁判所所長に」「申立をすることができる」というものです(同2 項)。

国際仲裁人は、付託された紛争を解決する任務を有します。amiable compositeur友誼仲裁人<sup>46)</sup>として判断する権限を当事者が与えている場合を除き、国際仲裁人は、loi d'autonomie (当事者自治により選択された法)の名において当事者が選択した法の規定に従い紛争を解決しなければなりません。そのような選択がなされない場合、仲裁人は自らが適切と考える法の規定に従い判断します(1496条<sup>47)</sup> 1 項)。仲裁人に与えられたこのような可能性は注目に値し

<sup>46) 「</sup>善と衡平を基準として判断する仲裁人。]

<sup>47)</sup> NCPC art. 1496. – L'arbitre tranche le litige conformément aux règles de droit que les parties ont choisies; à défaut d'un tel choix, conformément à celles qu'il estime appropriées.

Il tient compte dans tous les cas des usages du commerce.

仲裁人は、当事者が選択した法の規定に従い紛争を解決する。当事者がこれを選択しない場合は自らが適切と考える法の規定に従い解決する。

仲裁人は、いずれの場合においても取引慣行を尊重する。

ます。というのも、仲裁人に当事者と同等の権限を与えることになるのですか ら。その上、紛争の解決にとって適切な規定を特定する方法について何の指示 も与えないことによって、民事訴訟法は仲裁人に非常に広範な自由を与えてい るわけです。1496条2項の、仲裁人は「いずれの場合においても取引慣行を尊 重する」という規定についてはおそらく説明の必要はないでしょう。ところで、 破棄院は、「実務から見いだされ国の判例により認められた国際取引に関する 規範の総体 | と定義されたlex mercatoria (商人の法) に言及した上で、仲裁人 は法により判断を下すと判示しました<sup>48)</sup>。国際仲裁人は、その任務を完遂す るために、非常に大きな特権を与えられています。仲裁人は、その権限の源泉 と範囲についての判断権を持っているのです。すなわち、仲裁人は、自らをそ の地位に任じた仲裁合意の存在と有効性を判断することができるのです。仲裁 人は有効に事件の付託を受けたなら、その任務は仲裁合意に基づくものですか ら、合意の内容を尊重しなければなりません。任務の範囲を超えることは仲裁 判断の無効をもたらす恐れがあります。実務においては、多くの場合、仲裁人 の任務は委託状acte de missionと呼ばれる仲裁合意とは別の書面に規定されて いるようです。

<sup>48)</sup> Cass. 1re civ., 22 oct. 1991, Compania Valenciana de Cementos Portland SA: RTD com. 1991, 171, obs. LOQUIN; Rev. crit. DIP 1992, 113, note OPPETIT; JDI 1992, 177, note GOLDMAN.